

## ヒルフェ通信(5月号) ❀そっと寄り添いやさしくサポート❀

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は東京都行政書士会が社会貢献の一環として設立した法人です。



### ◆ 定時総会の開催について

次の日程で、定時総会が開催されます。

日時: 令和元年6月24日(月)午前10時～(予定)

場所: 東京都行政書士会地下講堂

予定している主な議案は下記の通りです。

- ・平成30年度事業報告の承認について
- ・平成30年度決算報告及び監査報告の承認について
- ・令和元年度事業計画(案)の承認について
- ・令和元年度予算(案)の承認について

※詳細はおってご連絡いたしますので、会員の皆さま、是非ご出席をお願い致します。



### ◆ 成年後見制度利用層苦心専門家会議レポート



平成31年3月18日(月)、齊藤副理事長と二人で、第2回 成年後見制度利用促進専門家会議を傍聴してきました。当日の配布資料は、以下のサイトにて全て確認できますので、ご興味のある方はこちらをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212875.html>

会議では、資料に従って各担当から概要説明の後、質疑応答および意見交換がありました。

興味深かったのは、裁判所からの説明の中で「本人の利益保護の観点から、後見人にふさわしい親族等の身近な支援者がいる場合は、これらの身近な支援者を後見人に選任することが望ましい。」とし、更に「後見人選任後も、状況の変化に応じて柔軟に交代・追加選任を行う。」という基本的な考え方が示されたことです。

その他、新井誠先生からは以下のような問題提起がされていました。

- ・日本の後見制度の在り方について、人権擁護の観点で海外から厳しい目が向けられている中、後見類型の件数が突出している状況が変わらないのはよくないのではないか。任意後見をいかに推進していくか、補助・保佐をいかに増やすかを検討すべき。また、裁判所の立場からも、補助・保佐の利用状況の分析をしてほしい。
- ・判断能力のあるうちに行なった任意契約が判断能力を失った後も有効たり得るとの法務省見解は、後見制度の潜脱につながる恐れがあるので、見直しをしてほしい。
- ・家族信託(金融商品)が出てきているが、問題になるケースは無いのか、法務省・金融庁にはよく確認・検討してほしい。(常任理事 三木 隆)

以上、三木常任理事からレポートをいただきましたが、裁判所の考え方も、一概に第三者から親族に移行するというのではないようで、どちらかにシフトするのではなく、ケースごとにふさわしい後見人を選任しようという趣旨のようです。ヒルフェとしても、今後の動向を、注視してまいります。

### ◆ 東京家庭裁判所より後見センターレポートvol.19ができました

●平成31年4月から診断書の書式が改定され、本人情報シートの運用が始まりました

後見等の開始申立て及び任意後見監督人選任申立ての際に家庭裁判所に提出する診断書の書式が改定されるとともに、新たに「本人情報シート」が導入されました。「本人情報シート」とは、本人を日頃から支援している福祉関係者が、本人の生活状況等に関する情報を記載するためのシートです。申し立てをする際には、本人情報シートを準備した上で、主治医に診断書の作成を依頼する流れとなります。詳細は後見サイトをご確認ください。

[http://www.courts.go.jp/tokyo-f/vcms\\_lf/kouken\\_report\\_vol.19.pdf](http://www.courts.go.jp/tokyo-f/vcms_lf/kouken_report_vol.19.pdf)